

国立大学法人大分大学社会連携推進委員会規程

令和2年8月24日制定

令和2年規程第50号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、地域拠点大学として教育・研究・医療の成果を地域社会に還元することにより地域社会との連携と共存を図り、その発展に貢献するための基本的計画及び具体的な方策等を審議するため、国立大学法人大分大学社会連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 社会連携に係る中期目標及び中期計画に関する事項
- (2) 社会連携に係る事業、イベント等の企画及び実施に関する事項
- (3) 社会連携に係る予算に関する事項
- (4) 企業、自治体等との連携協定に関する事項
- (5) その他社会連携に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 各学部の教員 各1人
- (3) 研究マネジメント機構産学官連携推進センター長
- (4) 研究マネジメント機構産学官連携推進センター産学官連携部門長
- (5) 減災・復興デザイン教育研究センター長
- (6) 教育マネジメント機構国際教育推進センターの教員 1人
- (7) 教育マネジメント機構基盤教育センターの教員 1人
- (8) 研究推進部長
- (9) 研究推進部産学連携課長
- (10) その他委員会が必要と認める者

2 前項第2号、第6号、第7号及び第10号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(役員会等への付議)

第10条 委員長が必要と認めるときは、第2条各号の審議事項について、役員会、経営協議会又は教育研究評議会に付議するものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則 (令和3年規程第4号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第28号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。